

令和元年松前町規則第5号

松前町指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和元年7月10日

松前町長 岡 本 靖

松前町指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

松前町指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年松前町規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の申請等)</p> <p>第2条 支援法施行規則第34条の59第1項及び第3項並びに児福法施行規則第25条の26の6第1項及び第3項に規定する申請書の様式は、<u>指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者指定（更新）申請書（様式第1号）</u>とする。</p>	<p>(指定の申請等)</p> <p>第2条 支援法施行規則第25条の26の6第1項及び第3項並びに児福法施行規則第34条の59第1項及び第3項の規定による申請書は、<u>指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所指定申請書（様式第1号）</u>により行うものとする。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>
<p>(変更の届出等)</p> <p>第3条 支援法施行規則第34条の60第1項及び児福法施行規則第25条の26の7第1項の規定による届出は、<u>指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者変更届出書（様式第2号）</u>によるものとする。</p>	<p>(変更の届出等)</p> <p>第3条 支援法施行規則第25条の26の7第1項及び児福法施行規則第34条の60第1項の規定による届出は、<u>指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所変更届出書（様式第2号）</u>により行うものとする。</p>
<p>2 支援法施行規則第34条の60第2項及び第3項並びに児福法施行規則第25条の26の7第2項及び第3項の規定による届出は、</p>	<p>2 支援法施行規則第25条の26の7第2項及び第3項並びに児福法施行規則第34条の60第2項及び第3項の規定による届出は、</p>

指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業廃止・休止・再開届出書（様式第3号）によるものとする。

（業務管理体制の届出等）

第5条 支援法施行規則第34条の62第1項及び第3項並びに児福法施行規則第25条の26の9第1項及び第3項に規定する届出書の様式は、業務管理体制に係る整備・区分変更届出書（様式第4号） によるものとする。

2 支援法施行規則第34条の62第2項 及び児福法施行規則第25条の26の9第2項に規定する 届出は、業務管理体制に係る届出事項変更届出書（様式第5号）によるものとする。

様式第1号（第2条関係）

省略	
----	--

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者指定（更新）申請書

省略

省略	
----	--

省略

付表 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定に係る記載事項

省略	
----	--

指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所廃止・休止・再開届出書（様式第3号）により行うものとする。

（業務管理体制の届出等）

第5条 支援法施行規則第25条の26の9第1項及び 児福法施行規則第34条の62第1項の規定による届出 による届出は、業務管理体制に係る整備・区分変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 支援法施行規則第25条の26の9第2項及び児福法施行規則第34条の62第2項の規定による届出事項の変更の届出は、業務管理体制に係る届出事項変更届出書（様式第5号） により行うものとする。

3 支援法施行規則第25条の26の9第3項及び児福法施行規則第34条の62第3項の規定による区分の変更の届出は、業務管理体制に係る整備・区分変更届出書（様式第4号） により行うものとする。

様式第1号（第2条関係）

省略	
----	--

指定特定相談支援事業所

指定申請書

指定障害児相談支援事業所

省略

省略	
----	--

省略

付表 指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定に係る記載事項

省略	
----	--

省略	
実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業について定めてある <u>条例等の名称及び条項</u>	<u>条例等の名称</u> <u>条項</u>
省略	
添付書類	<u>登記事項証明書</u> _____ 又は <u>条例等、事業所の平面図、備品等一覧表、運営規程、経歴書、実務経験証明書、実務経験見込証明書、利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要及び勤務体制・形態一覧表</u> _____

(備考)

1～3 省略

4. 「総合的な相談支援の実施体制の具体的な方法」については、具体的な内容について記載するほか、それぞれ根拠となる書類も提出してください。

5・6 省略

別紙 他の事業所又は施設の従事者を兼務する相談支援専門員について

他の事業所又は施設の従業者を兼務する相談支援専門員を全て記載してください。

省略	
----	--

様式第2号 (第3条関係)

省略	
当該事業について定めてある <u>定款・寄付行為等の条文</u>	<u>第 条 第 項 第 号</u>
省略	
添付書類	<u>(定款及び登記簿謄本又は条例等、事業所の平面図、備品等一覧表、運営規程、経歴書、実務経験証明書、実務経験見込証明書、利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)</u>

(備考)

1～3 省略

4. 「総合的な相談支援の実施体制の具体的な方法」については、具体的な内容について記載する他、それぞれ根拠となる書類も提出してください。

5・6 省略

別紙 他の事業所又は施設の従事者と兼務する相談支援専門員について

他の事業所又は施設の従業者と兼務する相談支援専門員を全て記載してください。

省略	
----	--

様式第2号 (第3条関係)

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者
変更届出書

省略

省略		省略	
省略			
6	登記事項証明書 又は条例等 (当該指定に係る事業に 関するものに限る。)		
省略			
変更年月日		____年 月 日	

- 備考 1 省略
2 変更内容が分かる書類を添付してください。
3 省略

様式第3号(第3条関係)

指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業廃
止・休止・再開届出書

省略

省略		省略	
省略			

省略

様式第4号(第5条関係)

業務管理体制に係る整備・区分変更届出書

指定特定相談支援事業所
指定障害児相談支援事業所
変更届出書

省略

省略		省略	
省略			
6	定款・寄付行為等及びその 登記簿の謄本又は条例等 (当該指定に係る事業に 関するものに限る。)		
省略			
11	請求に関する事項		
12	役員の氏名、生年月日及び 住所		
変更年月日		平成 ____年 月 日	

- 備考 1 省略
2 変更内容がわかる書類を添付してください。
3 省略

様式第3号(第3条関係)

指定特定相談支援事業所
指定障害児相談支援事業所
廃止・休止・再開届出書

省略

省略		省略	
省略			

省略

様式第4号(第5条関係)

業務管理体制に係る整備・区分変更届出書

省略

省略	
届出の内容	<input type="checkbox"/> <u>業務管理体制の整備</u> <input type="checkbox"/> <u>区分の変更</u>
省略	

省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

省略

省略	
届出の内容	<input type="checkbox"/> <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第25条の26の9第1項及び児童福祉法施行規則第34条の62第1項の規定による届出(整備)</u> <input type="checkbox"/> <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第25条の26の9第3項及び児童福祉法施行規則第34条の62第3項の規定による届出(区分変更)</u>
省略	

省略